

平成29年度第5回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成30年1月19日（金） 午後7時00分～7時57分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

（1） 委員 齋藤利之委員 野村明洋委員 坂入真由美委員 山岡つかさ委員
新倉南委員 佐々木真弓委員 白石京子委員 荒井友香委員
菅田弘之委員 鹿島洋子委員 佐々木いずみ委員

（2） 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
保育・幼稚園係長
施設給付係長
子ども政策担当主査

欠席者の氏名

武田和也委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 特定教育・保育施設の利用定員等について
- 3 東久留米市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直しについて
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

それでは、皆様、本日は、お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、改めまして明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

寒い日が続いております。来週の月曜日には、東京は雪が降るという予報も出ておりますし、私の子どもが通っている学校では、インフルエンザで1クラス17名罹患というよう

な話も出ておりますので、皆さんにおかれても体調を崩されていないか心配してございますが、多くのご出席ありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成29年度第5回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、〇〇委員におかれましては少しおくれてのご出席となる旨、ご連絡をいただいております。また〇〇委員におかれましては、今いらっしゃいませんが、特に遅刻・欠席等のご連絡はいただいておりますので、もう間もなくご到着されるのではないかなというふうに思います。

以上、委員の半数の方々の出席がされておりますので、本会議は成立とさせていただきます。

それでは、事務局より本会議の議題内容につきましてご説明をお願いいたします。

・事務局

皆さん、改めまして、こんばんは。お寒い中お集まりいただきありがとうございます。私のほうから、本日の議題内容等についてご説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「特定教育・保育施設の利用定員等について」、3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直しについて」、4「その他」でございます。

以上でございます。

・会長

それでは、本会議、本論に入りたいと思いますが、事務局に確認いたします。本日の傍聴の方いらっしゃいますでしょうか。

これを許可いたします。どうぞお入りください。

傍聴の方着席されましたので、事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。

・事務局

では、配付資料について確認をさせていただきます。

まず、事前に配付させていただきました資料は3点となります。

まず、資料1「特定教育・保育施設の利用定員等について」です。

次に、資料2「市内保育施設等の利用者負担額（保育料）について」です。

次に、資料3「特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）【平成30年度】（案）（国資料）」です。

次に、本日新たに配付する資料は2点となります。

まず、資料4「『東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）について（素案）』に対するパブリックコメントについて」です。

次に、資料5「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）について（案）」です。

配付資料の確認につきましては、以上です。

・会長

事務局から資料等の説明がありましたが、資料に不足等がございましたら、挙手にて発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今日は報告がメインとなりそうですが、事前に、この子ども・子育て、この第5回から初めて委員となった方々いらっしゃいますので、少し丁寧に、過去の経緯も踏まえて、市のほうからご説明をいただきたいというお願いを私のほうからさせていただいております。

2 特定教育・保育施設の利用定員等について

・会長

それでは、次第2「特定教育・保育施設の利用定員等について」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、ご説明を申し上げます。

資料1をごらんください。「特定教育・保育施設の利用定員等について」という資料でございます。

こちらは、平成30年4月1日に、中央町二丁目に新たな認可保育園ができるということで、それについての利用定員を示すものでございます。子ども・子育て支援法第31条第1項に基づきまして、平成30年4月開始予定の特定教育・保育施設の利用定員については、下記のとおり設定します。

また、認可基準に係る項目については、下記のとおりとなっております。

表に移ります。

名称は、「こでまり保育園」と申します。所在地は、中央町の二丁目3番57号に設定してございます。施設類型は、認可保育所になってございます。事業者名は、学校法人小金井学園でございます。

利用定員なんですけれども、2号児が50名、3号児が、0歳が15名、1～2歳児が40名で、計105名で設定してございます。

認可基準に係る認可上の項目でございましてけれども、保育士の配置基準が14名で設定してございます。保育室は、0～5歳までで348.40平米、屋外遊戯場がございまして317.00平米、給食については自園調理を予定してございます。

私からの説明は以上です。

・会長

ありがとうございました。事務局より資料1について説明がございました。

この資料について何かご意見等ございましたら、挙手にて発言をお願いいたします。よろしいですかね。資料1のほうは、こういった申請がありましたよという報告かというふうに思います。

それでは、本件につきまして事務局と調整させていただきまして、後日、こちらのほうは答申をする内容でございまして、市長のほうに答申させていただきたいというふうに

思います。

3 東久留米市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直しについて

・会長

それでは、次に、次第3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて」に移りたいと思います。引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

・事務局

では、ご説明いたします。

お手元に資料、まず4をご用意ください。A4版横の資料になります。

資料4は、「『東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）について（素案）』に対するパブリックコメントについて」と題した資料です。こちらは、事業計画の中間年の見直しの素案に関しまして、パブリックコメントを実施した結果についてまとめている資料です。

パブリックコメントとは、施策等を定めるに当たりまして、その案をあらかじめ公表し、広く市民等からの意見を求め、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、それらの意見を考慮して施策等を定める一連の процедуруをいうものです。

素案の公表及びご意見の募集期間としては、平成29年12月6日水曜日から12月26日火曜日まででございました。ご意見につきましては、1名の方からいただきまして、内容を精査するに、2件として取り扱わせていただきました。

ご意見の概要についてですが、左の欄の上のほうのご意見としては、まず、数字については、ひとくくりの数ではなく、一人ひとりの顔でなければいけない。待機児童については、さまざまな社会情勢等を考えて対応することが行政の役割であると思うという内容でした。

右の欄、そのご意見に対する市の考え方ですが、就学前人口推計、量の見込み、確保方策のそれぞれについて、経過としてさまざまな要因を勘案して算出しており、特に幼児期の教育・保育の量の見込みに関しては、ご意見いただいているような潜在需要の喚起、女性就業率についても留意しながら算出していることにも触れまして、市の考え方として示しております。

そして、もう一つのご意見です。左の欄の下ですが、公立保育園の関係についての内容でございました。こちらについては、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」に係るご意見であるということで、右側に市の考え方として示させていただいております。

本資料についての説明は、以上となります。

なお、こちらの実施結果については、市のパブリックコメントの事務要綱に基づきまして公表していく予定でございます。

資料4につきましては以上となります。

次に、資料5をご用意ください。

資料5は、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）につい

て（案）」でございます。

こちらの資料は、前回の会議にて資料としてご提示して、その後、事務局で最終的な調整を施した素案から、先ほど資料4にてご説明しましたパブリックコメントでいただいた意見を考慮し、今回ご提示しております最新版としての案となります。

パブリックコメントでいただいたご意見を考慮しておりますけれども、検討した結果として、本質的な内容について修正を施す部分は特にないものとしております。ですので、前回会議での資料、パブリックコメント版、今回の最新版までの間、内容そのものの変更はございません。文言や見た目としてのレイアウトに関して幾つか軽微な変更がございましたので、前回の会議と重複する部分がありますけれども、改めて全体の説明をしながら、主だった変更についてご説明いたします。

では、1ページをごらんください。

大項目として、上に東久留米市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（補正）についてとございます。ここでは、実施の背景と見直し（補正）の内容の説明がされていますので、必要なところを読み進めてまいります。

1、実施の背景。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、平成27年3月に策定されています。ニーズ調査を実施し、潜在的需要も加味された量の見込みと、それに対応した確保方策を示しています。

2段落目に進みまして、計画期間は平成27年度から31年度までの5年間ですが、就学前人口（0～5歳）の推計と実績に一定の乖離があることや、確保方策等の状況の変化などもあることから、中間年の見直しを実施することとしたというのが背景でございます。

そして、2、見直し（補正）の内容です。

今回の見直しは、内閣府通知を踏まえて実施しております。

2段落目に進みまして、まず就学前人口の時点修正を行い、そして、事業計画の各事業について進捗状況や実績などを参考にし、量の見込み及び確保方策の補正等が必要な事業について見直しを行ったというところです。

前回会議資料からの修正点としては、具体的な事業について白丸として記載しております。

その下、今後は、見直しを行った事業については、この中間年の見直しの内容に沿って実施し、現行の計画とあわせて、本市の環境整備、体制づくり等を進めていくということでございます。

では、続いて、2ページ目をごらんください。

2ページ目、就学前人口推計についてです。

1として、就学前人口推計の補正の背景が記載されています。平成27年3月の事業計画策定時の推計と現在の実績に乖離が生じているため、今回の中間年の見直しで再推計することです。

その下のほうに進みまして、2として推計方法が記載されています。結果としては、3ページの上のグラフとなっております。全体的には合計人数が増加、期間を通して減少傾向が緩やかになる見通しであるという推計になりました。ここでは、修正点として、各グラフの見出しが「補正後」「補正前」とそれぞれ四角で囲われてありますけれども、前

回資料等では「変更後」「変更前」としていたものを、ごらんのとおりに修正した、文言の修正でございます。

続いて、4ページをお開きください。

ここから具体的な見直し箇所についての説明が記載されています。

まず1つ目として、表題にあります。幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策です。これが見直しの一つ目です。

(1)として、対象施設や区分等について説明されています。

そして、右の5ページ目では、(2)量の見込み及び確保方策として、その算出、補正の方法が記載されています。

そして、その結果が次のページですので、6ページをお開きください。

上の表が平成30年度、下の表が平成31年度のもので、それぞれ括弧で囲われている数値が見直し前の数値、括弧で囲われていない数値が見直し後の数値でございます。量の見込みについては、先に再推計しました就学前人口から算出したものです。

また、それに対応した確保方策についても、予定している施設整備計画等に基づいて、平成30、31年度の補正を行いました。

各年度の表の一番下の確保方策と量の見込みの差、「(B)-(A)」をごらんになるとおわかりになると思いますが、平成30年度、31年度ともに補正後の確保方策が、補正後の量の見込みを上回る設定をしております。もともとの現行の事業計画でも確保方策が上回る設定でしたが、就学前人口の再推計をもとにして補正後の量の見込みだとしても、同じく上回る設定をしていくものでございます。

今後の方向性としては、この内容に基づいて計画的な提供体制の確保を目指してまいります。

こちらの見直しについては以上でございます。

次に、7ページです。

2、子ども・子育て支援事業に関する事項です。

子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業、13事業ですけれども、その13事業を行うこととされています。

ページ中段に①から⑬まで、その13事業の記載がございます。そのうち下線、下に線のある事業の2事業について、今回の中間年の見直し(補正)を行っております。そのほか11事業については、事業の実施状況や利用状況等から一定の進捗が図られていることなどから、こちらは現行の事業計画に基づいて実施してまいります。

そして、見直し対象の2つの事業ですが、1つ目は、ページの下段ですね。(1)利用者支援に関する事業です。

次のページに進みまして、利用者支援事業(母子保健型)開始に伴う確保方策の補正ということで、前回会議と同様の表を掲載しておりますが、変更箇所としては、数値の補正箇所に下線を加えて、見た目としてわかりやすくしております。

次に、その表の下、(2)放課後児童健全育成事業(学童保育)です。内容についての変更はございません。量の見込み及び確保方策について、小学校施設の借用等による対応を含めて、平成30年度、31年度の補正を行いました。

9ページ、10ページの各年度の表の一番下、確保方策と量の見込みの差、「②-①」を

ごらんになっていただけますと、平成31年度までには補正後の確保方策が、補正後の量の見込みを上回る設定をしております。

今後は、この内容に基づき提供体制の確保を目指し、いずれの地区においても育成支援の質を確保しながら、特別教室等の活用及び弾力化による受け入れについて検討をしていくものでございます。

変更箇所としては、数値の修正箇所の下線を加えておりますところと、今回の中間年の見直しによりまして、小学校施設、特別教室等の借用等により、提供体制の確保を目指す地区に網かけをして、ビジュアルの変更をしております。

そして、今回の案では、11ページに参考としてパブリックコメントについての情報を追加しました。ごらんの①から⑤までの5項目について、参考情報を記載するものでございます。

この案、資料5についての説明は以上でございます。そして、今回の会議にて、こちらの案を皆様にご提示いたしまして、ご意見を賜り、最終的な調整を行い、今年度末までには見直しを終了していく想定でございます。

以上です。

・会長

ありがとうございました。資料4と5についての説明が、事務局よりございました。

まず資料4につきましては、パブリックコメントを12月に3週間ほど行いまして、いただいたご意見を記載をさせていただいております。いただいた人数としては、1名から2件のご要望を、ご意見をいただいたという話だったかと思えます。

それから、資料5につきましては、冒頭私のほうで申し上げましたとおり、こちらの中間見直し等につきましては、前回の会議等も含めて、委員の皆様、かなり議論をされた部分だと思えます。その部分においては、改めて事務局側から詳しい説明をさせていただきまして、本日ご参加いただいている委員の皆様の理解を促進させていただいたという状況かと思えます。

また、前回の委員会のところで、特に表の見やすさですね。例えば、9ページであるとか、網かけが行われているだとか、あと下線がふえたとかですね、枠組みをさせていただいたとか、そういったところで表の見やすさを修正していただいたということかと思えます。

以上となりますが、この資料4、5について皆様からご意見、また何かご感想、ご質問等ございましたら、挙手にてお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。どうでしょうか。よろしいでしょうか。また後ほどちょっと気づいたことがございましたら、挙手にてご発言をお願いできればというふうに思います。

また、本日、皆様から特段のご質問、ご指摘等がないようでしたら、こちら皆様等と一緒に見直ししてきましたことにつきまして、事務局と調整して、最終的な取りまとめをお願いしたいというふうに思っております。

4 その他

・会長

それでは、次に、次第4「その他」です。事務局よりお願いいたします。

・事務局

そうしましたら、私のほうから利用者負担額（保育料）についてのご説明をいたします。事前に配付している資料2と資料3を用いて説明いたします。

まず資料2につきましては、「市内保育施設等の利用者負担額（保育料）について」ということで、表裏になっています。

表につきましては、いわゆる認可保育所、それから小規模保育施設、家庭的保育施設、それから認定こども園の2号児。2号児というのは、いわゆる保育部分に当たる認定を受けている児童の利用者負担額表になります。

裏面のほうにつきましては、新制度に移行した幼稚園、それから認定こども園の1号児。1号児というのは、教育標準時間認定の子どもということで、こちらのほうが幼稚園の保育料ということになっています。

一方、資料3のほうをごらんください。こちらの資料は、国の基準、国基準の保育料の設定表、利用者負担額表ということになります。

左側、教育標準時間認定の子ども（1号認定）、こちらにつきましては、所得階層に応じて5階層に区分されています。

右側の保育認定の子どもですね。こちらにつきましては、2号認定、3号認定が両方記されているような形なんですけど、階層区分が8階層に国は設定していると。この国基準の保育料設定をもとに、いわゆる保育運営に係る国庫の負担金とか都道府県の負担金の精算を国のほうはしているということになります。

ここで、資料2の表のページですね。いわゆる保育所の利用者負担額表と右側の資料3の保育認定のことで、ここで階層区分、市のほうはA階層からD16階層までの20階層に区分をしています。

また、各階層の保育料の金額も、それぞれ所得に応じて国基準より下回るような形で、これは市の条例で決めているということで、この表をもとに月額保育料を決定し、在園されている方に通知しているということになります。

続きまして、資料2の裏のほうですね。こちらにつきましては、新制度に移行している幼稚園と認定こども園につきましては、この表に書かれている利用者負担額表に基づいて保育料をご負担いただいているんですが、新制度に移行していない幼稚園の場合は、各幼稚園で利用者負担額を決定し、そこについては、所得に応じた形ではなくて、一般的には一律の費用負担ということになっています。

その一律の部分を、逆に下段ですね。幼稚園の就園奨励費、それから保護者補助金という形で、就園奨励費というのは国の補助金になります。それから保護者補助金というのは、東京都の財源をもとにした幼稚園の補助金になりまして、この2種類で保護者に直接補助を出しているというような形が、新制度に移行していない幼稚園の保護者の方には、そういった形で負担を軽減しているというようなことになります。

続きまして、資料3のほうに移りまして、幼児教育の無償化という取り組みについてに

なります。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が始まりまして、27年度から幼児教育無償化の取り組みということで、28、29、30と段階的に進めているというようなこととなります。

まず1つ目の取り組み状況としては、①第2子半額、第3子以降無償化と、これ自体、この第2子半額、第3子以降無償化ということは27年のスタートから始まっているのですけれども、そこの後の括弧書きですね。年収360万円未満相当世帯については、子どもの年齢制限を撤廃し、完全実施をしている。これが28年4月から取り組んでいる内容になります。

子どもの年齢制限の撤廃というのは、1号認定ですね。教育標準時間の1号認定子どもの場合につきましては、小学校3年生以下の兄弟関係で、その幼稚園に在園している子が何番目かというふうな形でこれまでカウントをしてきたんですけども、ここで年収の360万円未満というラインをつくって、それ未満の世帯につきましては、そういった小学校3年生以下という年齢制限を設けずに、兄弟の中で何番目かという多子カウントの年齢制限を撤廃したということになります。

一方、保育認定の子どもにつきましては、小学校に入るまでの就学前児童の中で第何番目かと、第1子、第2子という形でカウントをしてきましたが、ここにつきましても360万円というラインを設けて、360万円未満の世帯については、多子カウントの年齢制限を撤廃したということが、28年4月以降実施していることとなります。

その下の米印ですね。市町村民税非課税世帯においては、第2子から無償化。これにつきましては、29年4月から追加で実施をしてきているものになります。この表でいきますと、両方とも第2階層になります。ここにつきましては、これまでは第2子につきましては半額という形でやっていたんですけども、第2階層については第2子から無料にするということで、それを29年4月から実施している。

次の②ひとり親世帯等については、さらに上記の措置を拡充しているということですが、この表でいきますと、第2階層の点線の下ですね。ここにひとり親世帯、この階層の第2階層の中でのひとり親世帯というふうにさらに区切りをつくって、ひとり親世帯については第1子から保育料は無料ということになっています。また、第3階層については、1号認定の第3階層の場合は、ひとり親世帯の第1子が3,000円、第2子以降は無償とすると。これを29年度から実施しています。

一方、保育認定の子どもですね。こちらにつきましても、第3それから第4階層のところで、ひとり親世帯という区切りをつくって、いわゆる普通世帯と別の金額設定、第1子6,000円、第2子以降無償化とするということで、ここまでが現在実施している軽減措置ということになっています。

平成30年度ですね。この4月以降、さらにどの部分に取り組んでいくかということで国が出した資料です。この③のところですね。1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担額を軽減しますということで、30年度は、左側の表の1号認定の部分ですね。この第3階層が、現行は今1万4,100円。こちらを30年度からは1万100円に変更していくということで、この変更に伴い、市のほうの保育料についても同様の変更で、第3階層については1万100円にしていくというような形で、現在予定をしているということになります。

一応この保育料の説明、それから幼児教育無償化の取り組みについての説明は以上になります。

・会長

ありがとうございました。資料2、資料3についてのご説明を事務局からいただきました。非常に丁寧にご説明いただいてありがたいところですけど、一度聞いただけでこれを全て理解するというのは、なかなか難しいところがあるかというふうに思います。

資料2につきましては、国の方針に従い、準拠しつつ東久留米市の特性を鑑みて、東久留米市独自の保育施設等の利用者負担額というものを合計で20階層に分けてそれぞれ設定しているという形かと思います。

それから、資料3につきましては、30年度の国の案ということで、東久留米市というよりも、まず国資料という形で、皆様に特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）のご提示があったということになります。

なかなか、先ほども言いましたけども、ご説明を聞いてすぐ100%理解するということが難しいかもしれませんけれども、一旦はこちらのほうで利用者負担額を設定していますよというような旨の説明がありました。

これについて何か皆様のほうからご意見……。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

意見というわけではないんですが、資料2の裏側の先ほどご説明がありました就園奨励費補助金は、確かに国の補助金であり、どこに住んでも同じ金額のはずです。ただ、保護者軽減負担補助については、お隣の清瀬市に行けば違い、西東京市に行けば違い、23区内に行けば非常に手厚い補助があるということで、誤解のないように、これはあくまで東久留米市の、東京都のほうからももちろんお金が出ますが、各市区町村がプラスしたプラス分が非常に違うということで、あくまで全部同じ金額ではないという認識で見ていただくといいんじゃないかと思います。東久留米市は所得階層によっては、東京都内随一低い設定になっておりますので、参考までにお伝えします。

・会長

〇〇委員、ありがとうございます。事務局に変わって詳しいご説明ありがとうございました。

ほかにご質問でなくても、この数字が意味するところってこういう理解でよろしいですかというようなご意見で結構でございますが、何かございますでしょうか。どうぞ。

・委員

別に意見というわけじゃないんですけど、資料2の表なんですけれども、ここのD4の階層のところがあると思うんですよ。ここにちょんちょんについているんですけども、おそらくここにちょんちょんをつけちゃうと、上の段の市民税所得割額7万8,000円未満の世帯というのが、この7万8,000円未満の世帯がダブっちゃうと思うので、このD4のちょんちょんを住民税所得割額とちゃんと入れとかないとわからないんじゃないかなという、

ただそれだけのことなんですけど。

・会長

こちら事務局長にかわって、貴重なご意見をありがとうございます。事務局、その点いかがでしょうか。これ条例でもう出ているところですよ。修正はごもつともだと思いますが、どこかで変えられるというか、何か調整できるところ、余地はあるのでしょうか。

・事務局

資料に関しまして、ご意見ありがとうございます。条例上は、こういう形できちんと明記はされているところですが、今回の資料2につきまして、ご指摘のとおり、ちよんちよんがつくと上の段を見ってしまうというのがございますので、こちらについては、今後こういった資料を出すときには、市民税所得割額と表記をさせていただきたいと考えています。以上でございます。

・会長

D5からちよんちよんでいいんですよ。

・事務局

そうです。はい。

・会長

D5からちよんちよんで。

ほかにご意見。はい、どうぞ。

・委員

この会議、初めて参加された方もいらっしゃる、初めてというか、今回に参加された方もいらっしゃるの、整理として、この保育標準時間と保育短時間というのが何時間になるかというのを、きちんとお伝えをしていただいたほうがひょっとしていいんじゃないかなと思いますので、お願いいたします。

・会長

お願いします。

・事務局

はい。ちょうどこの新制度、27年4月に新制度が始まったときに、この保育標準時間、それから保育短時間というような区分がつけられました。一つの基準、まあ保育園に入る要件というのは、保護者の方が就労で入るという方は、一番割合としては多いんですが、それ以外にも保護者の疾病であるとか、出産のときだけ5カ月間入るとか、さまざまな要件がありまして、それらを満たした方であれば保育園を申し込むことができるという中で、一つの基準は、就労の場合につきましては、週30時間ですね。週30時間の目安で、週30時

間以上の就労時間の場合は、保育標準時間で認定されると。その場合の保育時間、このいわゆる保育料で見てもらえる保育時間の上限が11時間ということで設定されています。

一方、30時間未満の就労の方については、保育短時間という形で認定を受け、最長で8時間の保育時間と。両方ともそれを超えた場合については、延長保育料が別途かかってくるということになっています。

また、例えば育児休業、上の子は保育園に預けているのだけれども、下の子も育休で在園を継続しているような場合については、一律に保育短時間に認定をされるとかですね。そういった形で、それぞれの要件について短時間認定、それから標準時間認定という基準があるんですが、見てもらう最長の保育時間というのは、11時間と8時間という2種類になっています。

・会長

ありがとうございました。〇〇委員、ありがとうございました。新制度に移行して、またいろいろな金額の設定でありますとか、専門的な用語が幾つか自然の流れの中で組み込まれておりますので、改めて各委員の皆様におかれましては、語句の意味するところであるとか、そういったところの不明な点ございましたら、積極的に事務局のほうにご質問いただければなというふうに思います。また……。あ、どうぞ。

・委員

先ほど、この1号児については、この特定教育・保育施設のほうに入った幼稚園については、この国の定める金額というご説明だけだったんですが、やっぱり新しい方がいらっしゃるのでね。この部分について非常に説明が不足しているかなと思うのは、上乗せ徴収という特定教育・保育料という形のもので、本来であれば、保育所には今まで入園料とかそういうものがなかったの。最初この制度設計のときには、入園料を取ってはいけないというふうに私は教えられて、事務手続程度の入園準備金という形だったらいよいよというふうだったんですが、実際始まってみると、市内のこの特定教育・保育施設のほうでも、今までどおりと同じような入園料に該当する上乗せ徴収、それから、1号児についても2号児についてもいろんな意味が、何というんでしょう、難しい、例えば、保育園であれば給食費みたいなのが発生しないけれども、幼稚園であればお弁当給食みたいなのをとっているから、同じものを食べているのに、長い時間預かっているのにと、いろんなふぐあいを調整するために上乗せ徴収というのをされているので、このとおりの金額で預かっているということは、ほとんどの施設でないと思いますので、そこら辺、もしお調べになるのであれば、あちこちいろんな認定こども園とか新制度に行った幼稚園さん、そういう設定になっていますので、その説明が必要かなと思いました。

・会長

重ねてありがとうございます。この委員会そのものが、今、〇〇委員がお話されたように、各専門の方々がこの委員会のほうには出席されており、また、そういう現場で実際にはこういう状況だということをお皆さんと共有しながら、一つの方向性を見ていくということにも意味があるかというふうに思いますので、今後もこういった会議を運営してい

く中で、皆様からこういったご質問ももちろんですけれども、具体のご説明等もしありましたら、ぜひ積極的に手を挙げていただきたいなというふうに思います。以前、教育、学校のほうの関係で、別の委員からもそういった追加のご説明、空き部屋の説明なんかもあったかなというふうに記憶しておりますが、ぜひぜひ皆さんのそれぞれの専門性を持っているお立場の中で、実際には、この数字には見えないところはこういうところがありますよというようなことも含めて、積極的なご意見をいただければなというふうに思います。はい、どうぞ。

・委員

補助金絡みでご説明があったので、これまたご説明させていただきますが、資料2の裏側のところで、就園奨励費という全国同じ金額のものというのは、新制度に移行した幼稚園・認定こども園の場合は、これを使って保育料を払っていくような形になりますので、新制度に行っていない幼稚園の保護者しか、この補助金はもらえないということになり、保護者軽減負担補助については東京都のみ、うちの園は埼玉の子も来ますが、埼玉の子はこの補助金がありませんので、非常にわかりにくいんですが、同じ補助金でもそういうふうになっていますので、皆さん、その辺ご理解されているとは思いますが。

・会長

重ねて、重ねてありがとうございます。

・委員

すいません。

・会長

ほかの委員からご意見、ご感想、またご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうかね。はい、どうぞ。

・委員

パブリックコメントのことについてでもいいでしょうかね。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

これ、市民の方がいろんな思いを考えながら書いてくださったと思うんですが、一つ目は待機児童のことを書いていて、大や中や小が入り混じっていますけれども、やっぱり私たちの会議の中でも話に出ていた、全ての子どもに手を差し伸べるとか、孤独な子育て不安とか、女性の社会進出みたいなことがちょっといろいろ入り混じっていますが、そういうことを背景にしながら待機児童のことを訴えていますよね。それに対して、行政としてはお話、まあちゃんと対応しているんですが。

2つ目のほうなんですけども、2つ目のほう、主だったところでは、公立保育園のことについてのお話をしているんですが、その背景に、やっぱり支援というのが、やはり子どもの育つ環境であり、コストと天秤にかけてはいけないと、この会議でも質と量のお話さんざん出てきましたけれども、そういうような結構鋭いご指摘も背景にあると思うんです。そういう貴重な意見なんですけど、この2つ目の意見に対して、先ほど説明ありましたけれども、子ども・子育て支援が国からおりてきて、東久留米としていろいろ頑張っていて、今後も幼児期の教育とか保育事業に、市民のニーズに応じて体制づくりをしながらやっていくという背景がありながら、この公立保育園のことに関しては、今回のパブリックコメントの対象ではございませんというふうに書けば、ちょっといいと思うんですが、これだけだと何かちょっと言葉足らずで、せっかく書いたのに、貴重な意見なのに、何かシャッターをおろされるような感じで、何かちょっと書いた人が、何というんでしょうかね、幻滅するとか、あんまりいい気持ちにならなかったり、ほかの人もそういう思いで見ている、えー、こういうことなのかというふうに誤解される可能性もあるので、ここはもうちょっと何か市でも努力しているということや、やっぱり今回これはちょっと違うんだよというようなちょっと書き方とか、もうちょっと工夫したほうが私はいいいのではないかなとちょっと感じました。何か感情的になってしまうのではないかなとかと、かえって。ちょっと個人的な意見ですが。

・会長

ありがとうございます。皆様、ほかにどのような意見ございますでしょうかね。

今回のパブリックコメント、確かにご指摘のとおり、書きぶりというのは非常に今回、市のほうの対応も含めてなんですけども、非常に言葉だけで前に出るとなると、いろんな誤解を招くこともあろうかなというふうに、非常にご意見をいただきながら感じておるところでございます。

市におかれましては、引き続き市民の皆様には誤解のないように、誠意を持って今後も対応していただければなというふうに思いますけども、よろしいでしょうかね。よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

最初の資料1の件なんですけれども、保育園ができる際には、説明会等が開かれると思うんですが、その際に、やはり反対意見、保育園をつくるのが反対だというご意見とか、その辺の状況はどうなのかなというのと、あと、保育園では、やはり近隣の方が、うるさいということで、園庭で遊ぶ機会がとても少ないというケースもあると保護者の方おっしゃっていたので、園庭を使えないなんてことがあると、ちょっとやはりかわいそうだなと思うので、その辺について、ちょっと教えていただければなと思います。

・会長

事務局お願いいたします。

・事務局

まず資料1に関しまして、こちらの経過というところのご説明も含めてさせていただきますと、もともと子ども・子育て支援事業計画で、年度単位でのニーズ、それから提供体制の目標といったものを、皆さんにも大変お時間をいただきまして議論をし、計画を策定したところがございます。また、それに沿いまして、具体的な施設整備として、28年3月に保育サービスの施設整備の関係の実施計画、これを策定させていただいたところがございます。

保育所開設にあたり、さまざま説明会を行うに当たっては、近隣住民の方でありますとか、事業者また関係者からご意見をいただいくところでもございまして、特に近隣にお住まいの方にとっては、例えば、音の関係でありますとか、車の交通の関係でありますとか、さまざま住環境に関するご意見をいただくことがございます。その際には、事業者も含め、それぞれご意見に対し、誠意を持って対応をできることについては、コミュニケーションをとりながら進めていくことが多くございます。

・会長

よろしいですか。こういった問題、結構全国でよく聞いています。一方で、世論としては待機児童を減らしましょうということを言っていて、我が町、我が場所に来ると、それはちょっと待ってくれというふうなことかなというふうに思います。

この一つの解決策と言っていいのかどうかわかりませんが、市側のほうから話がありましたように、やはりこれは丁寧に説明をしていく、要望に対して真摯な対応を引き続きしていくと。建てたからいいよではなくて、建てた後も、そういった苦情やご意見ありましたら、やはり事業者とともに真摯に向き合って、説明責任が必要なときに果たしていくということに尽きるのではないかなというふうに思います。

総論では、地域の皆様も、子どもは宝だという思いはあろうかというふうに思いますが、共生社会という考え方もやはりあるわけで、地域の皆様が住みやすい環境づくりをしていくということに関しましては、やはり話し合いということが非常に重要なポイントではないかなというふうに思っておりますので、そのような理解を私のほうはしております。

それでは、本議論、議題のほうは、一旦以上となります。

次に、次回の日程を確認したいと思います。事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

・事務局

では、次回の日程に関してのご説明でございます。

次回の開催は、3月下旬を予定させていただきたいと考えております。

議事内容につきましては、現時点におきましては特定のものがございませんので、追ってご連絡のほうを差し上げさせていただきます。

また、子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しの補正に関しましては、会長からお話ございましたけれども、最終的な取りまとめ、これを事務局で行いまして、関連各所に提出や報告等をさせていただきたいと考えております。

次回の日程等に関してのご説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございます。次回の日程等に関しましては、またこちらのほうで事務局と調整させていただきまして、できるだけ早いタイミングで、年度末になりますのでね。皆様方もご予定がおありかというふうに思います。

また、今月22日から来週ですね、国会が始まり、また国のほうからいろいろなお達し等が出てくるかというふうに思いますので、ぜひ市側のほうに要望といたしましては、最新の情報を我々のほうに随時ご提供をいただくというところは、引き続きお願いしたいというふうに思います。

5 閉会

・会長

それでは、本日に関しましては、以上予定しておりました内容は全て終了させていただきましたので、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

また、具体的な質問等がございましたら、事務局のほうに直接ご相談をいただければなというふうに思います。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以 上